

## 指定給水装置工事事業者指定申請の手続きについて

安来市上下水道部水道管理課

(安来市指定給水装置工事事業者に関する規程運用)

### 1、指定要件

- (1) 事業所ごとに給水装置工事主任技術者として、選任されることになる者がいること。
- (2) 次に定める機械器具を有すること。
  - ア、金切りのこ、その他の管の切断用の機械器具
  - イ、やすり、パイプねじ切り器、その他の管の加工用の機械器具
  - ウ、トーチランプ、パイプレンチ、その他の接合用の機械器具
  - エ、水圧テストポンプ (0.75MPa の加圧を 15 分以上確認記録できるもの)
- (3) 次のいずれにも該当していないこと。
  - ア、精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
  - イ、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ウ、水道法に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
  - エ、指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者
  - オ、その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると管理者が認めるに足りる相当の理由がある者
  - カ、法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

### 2、新規指定の申請書類等

- (1) 指定給水装置工事事業者指定申請書  
機械器具調書含む (様式第 1 号)
- (2) 誓約書 (様式第 2 号)
- (3) 給水装置工事主任技術者免状の写し
- (4) 法人にあつては定款及び登記事項証明書
- (5) 個人にあつてはその住民票の写し

### 3、手数料

指定手数料 20,000 円 (指定給水装置工事事業者証の交付時に納入)

#### 4、注意事項

- (1) 指定申請書の「事業の範囲」欄には、必ず「給水装置工事」の記入があること。
- (2) 法人の場合は、定款の事業項目に給水装置工事、管工事、水道施設工事、給排水設備工事等の記載があること。
- (3) 指定後に申請書類の虚偽記載等が発見された場合は、指定が取り消され、以後2年間は指定されないので、申請書等の記入に際しては十分に注意をすること。

#### 5、申請の受付

受付窓口：上下水道部水道管理課 窓口 伯太庁舎(但し、郵送可)

受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土日、祝祭日除く）

手続期間：申請した日から2週間程度

事業者証：指定した事業者に対して、安来市指定給水装置工事事業者証を交付する。

有効期間：5年

その他：指定給水装置工事事業者証の交付時に、市から施工基準を説明する。

#### 6、変更等の手続き

(規定の届出がない場合は指定が取り消され、以後2年間は指定されない)

- (1) 次の事項に変更があったときは、変更のあった日から30日以内に「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」(様式第4号)を届け出なければならない。

ア、事業所の名称及び所在地

イ、氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は代表者の氏名

(添付資料：法人＝定款及び登記事項証明書、個人＝住民票の写し)

ウ、法人にあつては役員の氏名

(添付資料：「誓約書」(様式第2号)及び登記事項証明書)

エ、主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の番号

- (2) 事業を廃止又は休止したときは30日以内に、「指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書」(様式第5号)を届け出なければならない。

- (3) 事業を再開したときは10日以内に、「指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書」(様式第5号)を届け出なければならない。

- (4) 主任技術者を選任又は解任したときは、遅滞なく「給水装置工事主任技術者選任・解任届」(様式第6号)を提出すること。

#### 7、更新の手続き

水道法(令和元年10月1日施行)により有効期間は5年間で、更新を受けなければ期間の経過によってその効力を失うので、引き続き指定を受けようとする者は次の

とおりに手続きを行うこと。

申請書類：新規の申請書類と同様な様式とし、そのほかに、講習等受講状況報告書及び施工実績報告書を添付すること。なお、対象事業者へは有効期限の概ね2月前までに市から関係書類を送付する。

更新期間：従前の指定期間満了日の翌日から5年間

更新手数料：5,000円（指定給水装置工事事業者証の交付時に納入）

提出期限：有効期限の概ね1カ月前までに水道管理課へ提出する。

猶予措置：法改正（令和元年10月1日）以前に指定を受けた事業者には、政令で定める有効期間（1年～5年）を適用し段階別に手続きを行うので、対象の事業者へは、更新期限の概ね2カ月前までに市から通知をする。

また、水道法第25条の3の2第2項に基づき、更新申請中に指定の期間の満了後であっても、その決定がされるまでは効力を有することとする。

注意事項：更新手続きにおいて、これまでの変更届等所定の手続きが行われていない場合は、指定を取り消す場合があるので注意をすること。

## 8、指定給水装置工事事業者の義務

指定工事事業者は、法、政令、施行規則、条例、安来市水道事業給水条例施行規定及びこれらの規定に基づく市の指示を遵守し、次に掲げる給水装置工事事業者の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。

(1) 給水装置工事ごとに担当する主任技術者を指名すること。

(2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。

(3) 前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ市の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。

(4) 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

(5) 次に掲げる行為を行わないこと。

ア、政令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。

イ、給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。

(6) 施行した給水装置工事ごとに、第1号の規定により指名した主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存

すること。

ア、施主の氏名又は名称

イ、施行の場所

ウ、施行完了年月日

エ、主任技術者の氏名

オ、竣工図

カ、給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項

キ、給水装置の構造及び材質が政令第5条に定める基準に適合していることの確認の方法及びその結果

- (7) 設計審査を受けるため、設計審査に係る申請書に設計図を添えて、市に申請すること。
- (8) 給水装置工事検査を受けるため、工事完了後速やかに当該工事検査に係る申請書により市に申請すること。
- (9) 検査の結果手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて市の検査を受けなければならない。
- (10) 検査に際して、当該工事に指名された主任技術者又は同一事業所の他の主任技術者を立会わせること。
- (11) 市から求めがあったときは、施行した給水装置に関し、必要な報告又は資料の提出をすること。

## 9、主任技術者の職務

(1) 給水装置工事に関する技術上の管理

(2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督

(3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第6条に定める基準に適合していることの確認

(4) 給水装置工事に関し、市と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。

ア、配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整

イ、配水管から分岐して給水管を設ける工事に係る工法、工期、その他の給水装置工事上の条件に関する連絡調整

ウ、給水装置工事を完了した旨の連絡